

広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例の一部を改正する条例
附則第3項の規定による届出に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成22年7月1日

広島県公安委員会

委員長 水 野 勝

広島県公安委員会規則第14号

**広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例の一部を改
正する条例附則第3項の規定による届出に関する規則を廃止する規則**

広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例の一部を改正する条例
附則第3項の規定による届出に関する規則（平成22年広島県公安委員会規則第12号）は、廃
止する。

附 則

この公安委員会規則は、公布の日から施行する。